

役員の内任等に関する規程

(適用)

第1条 この規程は、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会（以下「協会」という。）の定款第26条に規定する役員の内任等に関し、必要な事項を定める。

(内任年齢)

第2条 常勤理事、非常勤理事及び非常勤監事のそれぞれについて、内任年齢を次のように定める。

- (1) 常勤理事の内任は、原則として65歳までとする。ただし、理事長及び専務理事の職にある者で特別の事情がある場合は、この限りでないが、この場合においても理事長にあつては70歳まで、専務理事にあつては68歳までとする。なお、任期中において前述の各年齢に達した場合の常勤理事の内任期限は、当該年齢に達した事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
- (2) 非常勤理事及び非常勤監事の内任は、原則として75歳までとする。ただし、再任者にあつては、80歳まで任命できるものとする。なお、任期中において前述の各年齢に達した場合の非常勤理事及び非常勤監事の内任期限は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- (3) 本条の規定を例外的に扱う理由が、協会の適正な業務運営に関する国民の信頼を確保する観点から見ても適切と判断される場合は、当該取扱いに関し、評議員会の同意を得て、実施できるものとする。

(役員名等の公表)

第3条 協会の役員名等を記載した名簿（以下「役員名簿」という。）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し公表する。

2 公表する役員名簿には、次の事項を明記する。

- (1) 各役員の内勤・非常勤の別
- (2) 国家公務員出身者（本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者）である役員については、その最終官職

(変 更)

第4条 この規程は、軽易な事項を除き、理事会並びに評議員会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

- 1 この規程は、平成14年11月1日から施行する。
- 2 平成14年4月1日時点で協会の役員に就任している者については、当該任期中に限り、第2条第1号及び第2号の規定は、適用しない。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。